

公共工事等の有用残土処理要領の取扱いについて

令和6年4月1日改正施行の、公共工事等の有用残土処理要領（以下「要領」という。）の実施に係る、細部取扱いについては、次に定めるところによるものとする。

記

（処理計画書等）

第1 要領第3条第1項第1号の規定による「有用残土処理計画書」及び「有用残土売払報告書」は、それぞれ別記第1号様式、別記第2号様式によるものとする。

（売買契約書）

第2 要領第3条第1項第6号の規定による売買契約書は、別記第3号様式によるものとする。

（有用残土売払参加資格審査の公示）

第3 要領第4条第2項の規定による有用残土売払参加資格審査は、年1回とし、審査に係る事項を公示して行う。

（有用残土売払参加資格審査申請書）

第4 要領第4条第2項の有用残土売払参加資格審査申請書は、次の事項を記載した別記第4号様式によるものとする。

- （1）住所、氏名または名称、法人にあっては代表者氏名
- （2）砂利採取法第3条の登録年月日及び登録番号
- （3）要領第5条及び第6条の該当区分
- （4）砂利洗浄、選別プラントの所在地及び面積
- （5）砂利洗浄、選別プラントの名称及び能力

（売払参加資格審査申請書の添付物）

第5 前記第4の申請書には、次に掲げる書面及び図面等を添付するものとする。

- （1）砂利洗浄、選別プラントの所在地を示す5万分の1位置図
- （2）砂利洗浄、選別プラント周辺の見取図
- （3）砂利洗浄、選別プラントの配置図及び各設備の名称と能力
- （4）砂利洗浄、選別プラント施設の全景写真（カラー）
- （5）砂利採取法第3条の登録を受けていることを示す書面
- （6）砂利採取法第16条の認可を受けた実績を記載した別記第5号様式及び認可書の写し
- （7）洗浄用水を、河川から取水している場合、河川法第23条の許可書の写し

（廃業又は資格審査申請事項の変更届）

第6 要領第4条第3号の「有用残土売払参加資格者名簿」に記載された者が、廃業又は、売払参加資格審査申請事項に変動があったときは、廃業届又は変動の事項を証する書面又は図面を添付した別記第6号様式による変更届を遅滞なく、知事に提出しなければならない。

（申請書等の提出部数と提出先）

第7 有用残土売払参加資格審査申請書及び廃業届、変更届は各1通を、河川課に提出するものとする。

(有用残土売払参加資格者名簿)

第8 要領第4条第3項の有用残土売払参加資格者名簿は、別記第7号様式によるものとする。

(連合体による売払の通知)

第9 要領第7条第3号第2号の規定による。連合体による売払の通知は、別記第8号様式により行うものとする。

(連合体による売払参加願)

第10 要領第7条第3項第3号の規定による。連合体による売払参加願は、別記第9号様式によるものとする。

(連合体の法律行為)

第11 連合体における権利主体は、各構成員にあり、入札、契約締結等の法律行為は各構成員が、その権限を代表者に委任した委任状の提出があらかじめあった場合以外は、すべて各構成員が連署押印して行わなければならない。

(資格取消し等該当事実の報告)

第12 要領第9条に該当する事実を、土木事務所長が確認したときは、遅滞なく、その事実を土木部長に文書で報告しなければならない。

(別記第3号様式)

有用残土売買契約書

売出人 高知県 (以下「甲」という。) と買受人 (以下「乙」という。) とは、
次の条項により有用残土の売買契約を締結する。

(信義誠実等の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

仮置場	
品名	
数量	m ³

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、
金 円) とする。

(契約の保証)

第4条 契約保証金は、高知県契約規則 (昭和39年高知県規則第12号) 第40条第2号の規定により免除する。

(代金の支払)

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに、その指定する場所において甲に支払わなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に、甲から乙に移転するものとする。

(数量の不足、その他の瑕疵)

第7条 乙は、この契約の締結後、売買物件に数量の不足、その他のかくれた瑕疵を発見した場合、
甲乙協議して対応するものとする。

(用途の指定)

第8条 乙は、売買物件をコンクリート骨材用として供する以外に使用してはならない。

(転売先等の制限)

第9条 乙は、売買物件を次の各号に掲げる団体 (個人含む。) と知りながら、転売し、譲渡し、
又は貸し付けてはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号
に規定する暴力団その他これに類する団体

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成11年法律第147号) 第5条
に規定する観察処分を受けた団体

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第10条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団員等 (高知県暴力団排除条例 (平成22年高
知県条例第36号) 第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第20条の2において同じ。) に
よる不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に
報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(搬出期限)

第11条 乙は、売買物件を令和 年 月 日までに仮置場から搬出しなければならない。

(搬出までの売買物件の管理)

第12条 乙は、仮置場の売買物件が第三者に損害を及ぼさないよう善良に管理しなければならない。

(搬出経路)

第13条 乙は、あらかじめ搬出経路を甲に報告しなければならない。

(道路交通法の遵守等)

第14条 乙は、売買物件を搬出するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）及びその他の道路関係法令を遵守し、第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担により解決すること。

(搬出期限の延長等)

第15条 乙は、搬出期限までに売買物件を搬出できないときは、甲に対し、遅延の理由を明記した搬出期限の延期の申請書を提出し、甲の承認を得なければならない。また、乙は、正当な理由なく搬出を遅延し、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を甲に支払わなければならない。

(完了検査)

第16条 乙は、売買物件の搬出が完了したときは、甲による仮置場の検査を受けなければならない。

(売払を受けた者の義務)

第17条 乙は、売買物件の洗浄を行おうとするときは、あらかじめ砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けなければならない。

(転売、下請洗浄の禁止)

第18条 乙は、売買物件を製品化しないで転売し、又は下請による洗浄選別をしてはならない。

(権利、又は義務の譲渡)

第19条 乙は、この契約により生ずる権利、又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告を行うことなく、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、搬出されていない売買物件は甲が引き取り、その相当する額については乙に返還しないこととする。

(暴力団排除措置による解除)

第20条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

(2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む）

(3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用し

ていると認められるとき。

- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第 10 条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったと認められるとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(違約金)

第 21 条 乙は、第 9 条及び第 10 条に定める義務に違反した場合又は第 20 条及び前条の規定により契約が解除された場合には、違約金として売買代金の 1 割に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、次条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(損害賠償)

第 22 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(疑義の決定)

第 23 条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(契約の費用)

第 24 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第 25 条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売出人 高 知 県

契約担当者 職氏名 印

買受人 住 所

氏 名 印

(別記第4号様式)

公共工事等の有用残土売払参加資格申請書

高知県知事

様

※	受理年月日	R . .
	審査結果	適 . 不適
	名簿登載年月日	R . .
	名簿登載番号	

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称並びに法人あつては、その代表者の
氏 名

登録年月日及び登録番号

公共工事等の有用残土処理要領第4条第2項の規定により、次のとおり有用残土売払参加資格審査を受けたく申請します。

1. 公共工事等の有用残土処理要領 第5条 第6条 該当
2. 砂利洗浄選別プラントの所在地及び面積

郡 町 大字
市 村 番地 _____ m²

3. 砂利洗浄選別プラントの名称及び能力

(1) プラント 名称 _____ 能力 _____ m³/1日当

(2) 汚濁水処理方法

① 還流方法 _____ m³/1日当

② 沈澱池方式 設置池数 _____ 箇所 貯水容量 _____ m³

(3) その他 名称 _____ 能力 _____ m³/1日当

(4) 騒音防止設備 _____

(5) 洗浄用水の取水方法 _____

(備考)

1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ※印の項は、記載しないこと。
3. 1の項は、審査申請する該当条を○で囲むこと。
4. 3の(3)は、選別のみの場合に記載すること。

(別記第6号様式)

公共工事等の有用残土売払参加資格審査
申請事項の変更届書

※	受理年月日	R	.	.
---	-------	---	---	---

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏名又は名称並びに法人あつては、その代表者の
氏 名

登録年月日及び登録番号

「公共工事等の有用残土処理要領について」の第6に定めるところにより、次のとおり届け出します。

1. 変更の必要を生じた年月日 令和 年 月 日

2. 変更の内容

従 前	変 更 後

3. 変更理由

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ※印の項は、記載しないこと。

(別記第7号様式)

令和○年度 有用残土売払参加資格者名簿 (第5条、第6条適格者)

(令和○年○月○日現在)

名簿 登録 番号	住 所	氏名又は名称法 人にあつては代 表者氏名	砂利採取法 第3条の登録		砂利洗浄・選別プラント		汚 濁 水 処 理 方 法		有用残 土処理 要領 登録 区分	参 考 事 項 (プラント所在地)
			番 号	年 月 日	名 称	能 力	還 流 方 式	沈 殿 池		

※補足 第5条: 洗浄を要する残土の売り払い
第6条: 洗浄を要しない残土の売り払い

(別記第9号様式)

連合体による売払参加承認申請書

令和 年 月 日付で御通知ありました令和 年度
いに、御承認かた申請いたします。

工事発生有用残土売払

令和 年 月 日

連合体の名称

構成員 代表者 住所

氏名

印

構成員 住所

氏名

印

構成員 住所

氏名

印

構成員 住所

氏名

印

土木事務所長様